

街頭防犯カメラ設置補助事業 Q & A (R 8. 8. 31現在)

要綱、ガイドラインも確認してください

Q 個人でも補助金を受けられますか？

A 個人では受けられません。

補助の対象は、「鳥取県内において地域の防犯活動に取り組もうとする地域住民により構成される自治組織、組合又は団体」に限られます。

自治会や商店街組合などが該当します。

Q 敷地内のゴミステーションに不法投棄されて困っているので、防犯カメラを設置したいのですが、補助金の対象になりますか？

A なりません。

本補助金は、「個別の犯罪防止ではなく、地域全体の犯罪防止、子どもや女性等の安全を守る目的で設置される防犯カメラ」を対象としているため、施設管理を目的とした防犯カメラ設置は対象外です。

ただし、施設の周辺にある道路、公園その他不特定多数の者が利用する場所が撮影画角の面積のおおむね2分の1以上を占めると認められる場合は、ゴミステーションが映り込んでいても、補助金の対象となります。

街頭防犯カメラ設置補助事業 Q & A (R 8. 8. 31現在)

要綱、ガイドラインも確認してください

Q 補助金の対象は防犯カメラ本体だけですか？

A 防犯カメラ（録画媒体及び付属品等含む一式。）の購入及び設置費用、防犯カメラの設置を示すプレートの購入及び設置費用が対象となります。新規購入のみを対象とし、既に設置されている防犯カメラやリースは対象となりません。

録画媒体及び付属品等を含む一式とは、レコーダー、モニター（撮影画像を確認するためのものに限り、タブレット端末やパソコンをモニターの代用とする場合は、対象外）、SDカード等の記録媒体、接続ケーブル、電源アダプター、カメラポール等です。

モニターを使用する場合は、画像を確認する時のみ画像を出力するなど、モニターによる常時監視を行うことのないようにしてください。

土地代、電気代、保守点検・修理費用等は、補助金の対象ではありません。

Q 設置するプレートには何か条件はありますか？

A ガイドラインに示しているもののほか、第三者から一見して設置されていることが分かるプレート・文字の大きさであることや長期間屋外に設置していても劣化・破損等しにくい素材を使用して制作されたプレートを設置してください。

プレート記載の文言例：防犯カメラ作動中、防犯カメラ設置中

街頭防犯カメラ設置補助事業 Q & A (R 8. 8. 31現在)

要綱、ガイドラインも確認してください

Q 防犯カメラの設置業者やオススの防犯カメラを教えてください。

A 警察から特定の業者や機種を紹介することはできません。
ただし、本補助金の対象となる防犯カメラの性能は、「夜間でも鮮明に撮影可能な性能を有するもの」としています。
詳しくはガイドラインを確認してください。

Q 防犯カメラ 1 台の補助の上限は25万円となっていますが、複数台の防犯カメラとレコーダー 1 台やモニター 1 台がセットになっている場合の防犯カメラ 1 台の費用の算出方法を教えてください。

A 複数の防犯カメラにレコーダーやモニターがセットとなっている場合は、レコーダーやモニターの費用を防犯カメラ台数で割って、防犯カメラ 1 台の費用を算出してください。

街頭防犯カメラ設置補助事業 Q & A (R 8. 8. 31現在)

要綱、ガイドラインも確認してください

Q 補助金の申請は、いつ、どこでできますか？

A 鳥取県警察ホームページに申請書が掲載してありますので、申請書類を作成のうえ、鳥取県警察本部生活安全企画課まで、持参又は郵送してください。
警察署や交番、駐在所等では申請できません。
申請期間は、
令和8年9月1日（火）午前8時30分から
令和8年10月30日（金）午後5時15分まで（必着）
としています。

Q 申請をすれば、必ず補助金を受けられますか？

A 申請しても、必ず補助金を受けられるものではありません。
申請書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合に補助金交付となります。
また、予算に限りがあることから、申請が多ければ、選考により、補助金交付を決定します。

街頭防犯カメラ設置補助事業 Q & A (R 8. 8. 31現在)

要綱、ガイドラインも確認してください

Q 補助金交付は、いつ頃決まりますか？

A 申請を受理後、令和8年11月20日までに決定します。
補助金交付が決定すれば、補助金交付通知書を送付しますので、それまでは、防犯カメラの購入や、設置業者との契約など、事業着手と認められる行為はしないでください。
事前着手と認められると、補助金を受けられなくなります。

Q 防犯カメラ設置工事が終了すれば、運用を開始して良いですか？

A 防犯カメラ運用開始の時期（防犯カメラを作動させて録画を開始する時期）については、事業完了後の確認検査後としてください。
それまでは、設置状況の確認等、必要な場合を除いて作動させないでください。

街頭防犯カメラ設置補助事業 Q & A (R 8. 8. 31現在)

要綱、ガイドラインも確認してください

Q 設置した防犯カメラを撤去しても良いですか？

A 防犯カメラは、最低6年間設置することが補助金交付の条件となっています。
故障や何らかの事情により、定められた期間内に撤去する場合は、県知事の承認を得る必要があります。

Q 自治会で設置した防犯カメラについての苦情は、どうすれば良いですか？

A 苦情対応やトラブルは、原則、設置者で対応してください。
自治会で作成する防犯カメラの運用・管理規定で、問合せ先や苦情対応方法を定めるようにお願いします。

街頭防犯カメラ設置補助事業 Q & A (R 8. 8. 31現在)

要綱、ガイドラインも確認してください

Q

自治組織が申請する際、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うことと交付要綱に記載されているが、具体的にはどういう人が該当しますか。

A

鳥取県補助金等交付規則では、次のいずれかに該当する者をいい、県警もこれを準用しています。

- ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- ・ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう）
- ・ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

申請時には、反社会的勢力排除に関する誓約書の提出をお願いします。
ガイドラインを確認し、作成をしてください。